

職務発明と相当の対価

——オリンパス光学工業事件・東京高裁平成一三年五月二二日判決——

山川 和義

(労働判例八二二号二頁、判例時報一七五三号二三頁、判例タイムズ一〇六四号一九六頁)

〈事実〉

(1) 控訴人X(原告)は、昭和四八年から昭和五三年まで、光学機械製造販売を業とする被控訴人Y社(被告)で、ビデオディスク装置の研究開発を行っていた者である。

Xは、昭和五二年に、ビデオピックアップに関する本件職務発明をした。Yは、「職務考案取扱規定」(Y規程)に基づき、本件発明について特許を受ける権利をXから承継し、特許出願をして特許権を取得した。

Xは、Y規程に基づき、出願補償三〇〇〇円(昭和五三年)、

登録補償八〇〇〇円(平成元年)、および工業所有権収入取得時報償二〇万円(平成四年)の合計二二万一〇〇〇円の支払いを受けた。なお、Xは、就職時に、Yの就業規則その他諸規程を遵守する旨の誓約書を提出している。

(2) Xは退職後、Y規程に基づく補償金は特許法三五条三項所定の相当の対価額に足りないとして、平成七年、Yに対し相当の対価の一部(二億円)の支払いを求めて提訴した。これに対しYは、従業員の衡平な処遇のため、従業員との契約を画一的に処理する必要があること、多数の発明がなされる企業では、

個々の発明の対価を具体的に算出できず、類型的処理が必要であることなどの理由から、企業は一方的に相当の対価額を決定できると主張して争った。

原判決(東京地判平成二二年四月一六日労働八二二号三四頁、判時一六九〇号一四五頁、判タ一〇〇二号二五八頁)は、まず、本件発明が利用発明であること、本件提案の変更により、本件特許は要旨変更を理由として無効とされるおそれがあること、当初の提案のままでは、本件特許はピックアップ装置の製造各社で実施されなかつたと評価されること、Yは、平成二年から平成七年にかけて、各社とライセンス契約を締結したが、ここでは主にA特許に重きがおかれ、本件特許は重要とされていなかったこと、および、各社は本件特許の実施を否定しており、実際に実施していない会社もあることなどを総合して、Yの受けるべき利益額を五〇〇〇万円とした。そして、請求範囲の大幅な変更によつて、本件特許が各社に実施されたこと、および本件発明がXの発明当時の職務と密接に関連することから、本件発明に対する使用者の貢献度を九五パーセントとし、支払い済を控除した二二八万九〇〇〇円の支払いをYに命じた。また、原判決は、相当の対価を定めるY規程の効力について、「Y規則については、Yが一方的に定めたものであるから、個々の

譲渡の対価額についてXがこれに拘束される理由はない」とし、対価請求権の消滅時効につき、Y規程により、出願時、登録時および工業所有権収入取得時等に分けて、報償が行われる旨定められていたこと、およびYはライセンス契約が締結された平成二年から実施料収入を得ていることなどから、Xが工業所有権収入取得時報償を受領した平成四年一〇月一日まで、XがYから受ける報償額が不確定であるため、「右同日までは、Xが法に基づく相当対価請求権を行使することについて現実に期待し得ない状況であつたといわざるを得」ず、右時点を消滅時効の起算日とし、訴えが提起された平成七年では時効は完成していないとした。

X、Yそれぞれ控訴。

〈判旨〉控訴棄却

一 Y規程と特許法三五条三項および四項

(1) 相当の対価額を定める「勤務規則その他の定」の効力

「使用者等は、職務発明に係る特許権等の承継等に関しては、同項(特許法三五条二項、評者注)の、『勤務規則その他の定』により、一方的に定めることができるものの、『相当の対価』の額についてまでこれにより一方的に定めることはできないもの

と解するのが相当である。」これは、特許法三五条三項の文言および構文上明らかであり、「相当の対価」の具体的な額を、当該権利に関する義務者である使用者等が一方的に定め得るとすれば、法律上、むしろ異様な状態といふべきである」こと、そして、同条の立法趣旨が、本来従業者等に帰属する特許権等を従業者等の同意なく使用者等に承継等させる一方で、従業者等に相当の対価の支払いを受ける権利を取得させることによつて、「従業者等の利益保護を図り、使用者等と従業者等との間の利害を合理的に調整しようとする」ことにあることが、明らかである」ことからいえる。また、右立法趣旨に照らせば、「特許法三五条三項、四項を強行規定と解すべきことも、当然といふべきである。」

(2) 「勤務規則その他の定」による分割支払制度と相当の対価
使用者等が、事務処理の観点から、あるいは承継等の時点で相当の対価の算出が困難であることなどの理由から、「勤務規則等その他の定」により……相当の対価につき、出願補償、登録補償、工業所有権収入取得時補償等に分けるなどしつつ、相当の対価の算定基準や支払時期等を定めておくことは許される」が、「特許法三五条三項、四項は、強行規定であるから、上記定めが、これらに反することができないことは明らかである

（就業規則に関する労働基準法九二条一項参照）。したがって、上記定めにより算出された対価の額が、特許法三五条三項、四項にいう相当の対価に足りない」と認められる場合には、従業者等が対価請求権を有効に放棄するなど、特段の事情のない限り、従業者等は、上記定めに基づき使用者等の算出した額に拘束されることなく、同項による「相当な対価」を使用者等に請求することができるものと解すべきである。」

(3) 対価請求権の放棄

「特許法三五条三項および四項が強行規定であることに照らせば、上記誓約書の提出によつて、個々の職務発明についての対価の額につき何らかの合意がなされたとか、対価請求権を放棄したものであるということができないことは明らかである。」また、XがY規程による報償金を数回にわたり異議なく受領したことからは、「その余の対価の請求権を放棄する意思を表示したとまでは認めることができず、上記事実によつて放棄の意思が表示されたとするためには、そのような評価を許す根拠となる特別の事情が必要であるといふべきであり、本件では、右のような事情は存在しないため、XはYに対価を請求できる。

二 相当の対価について

(1) 「使用者等の受けるべき利益」

原判決と同様の事情を総合して、「本件発明によりYが受けるべき利益額を五〇〇〇万円とした原審の認定には合理性がある」といふべきである（民事訴訟法二四八条、特許法一〇五条の三参照）。

(2) 使用者等の貢献度

原判決と同様の事情を考慮すると、「本件発明がなされるについでYが使用者として貢献した程度は九五パーセントである」とした原判決の評価には合理性があるといふべきである（民事訴訟法二四八条、特許法一〇五条の三）¹り、支払い済を控除した二二八万九〇〇〇円の支払いをYに命じた原判決は相当である。

三 消滅時効の成否について

原判決と同様の事実から、「本件においては、Xに対し工業所有権収入取得時報償が支払われた平成四年一〇月一日までは、算定の基礎となる工業所有権収入は必ずしも明らかでなく、XがYからいくらの報償額が受け取れるかが不確定であった」といふことができるから、同日までは、Xが相当の対価の請

求権を行使することは期待し得ない状況であったといふべきであり、同日までは消滅時効は進行しないと解するのが相当である。」

〔評釈〕結論賛成、判旨の一部（分割支払制度の拘束力、使用者貢献度の要素および消滅時効について）に疑問がある。

一 はじめに

本件は、職務発明規程（職務発明によって生じる従業者の特許権等の承継およびその相当の対価の支払などについて定める規程一般を指す）に基づいて、職務発明によって生じた特許を受ける権利を使用者に譲渡し、右規程に定められた補償金を受領した労働者が、右補償金額は特許法三五条三項にいう「相当の対価」に満たないとして、使用者に相当の対価の一部を請求した事例である。本件は、使用者が相当の対価の額を一方的に定めることはできないと、初めて明示した原審判決の結論を支持した高裁判決であり、実務に大きな影響を与えている。また、これまで特許法三五条三項に基づく相当の対価請求について争われた裁判例は少ないため、本件は、相当の対価の具体的算定の一例として意義がある。さらに、本件では、分割支払方式の職務発明規程における、相当の対価請求権の消滅時効の起算点

について判断されているが、多くの企業が分割支払方式での補償を行っていること³⁾から、注目される。以下では、相当の対価額を定めた職務発明規程の効力(二)、相当の対価額の算定(三)および相当の対価請求権の消滅時効の起算点(四)について検討を行う。

二 相当の対価額を定めた職務発明規程の効力

(1) 特許法三五条は職務発明について規定する。職務発明によって生じる権利は従業者に帰属するが、それにより従業者が特許を受けた場合、使用者は無償の法定通常実施権を取得する(同条一項)。職務発明が使用者および従業者双方の寄与によつてなされるものであることから、職務発明の場合のみ、契約または「勤務規則その他の定」で、右発明に係る特許権等の承継を予約することができる(同条二項の反対解釈)。そして、使用者に特許権等を譲渡した従業者は、相当の対価請求権を取得(同条三項)し、その相当の対価の額は、その発明により使用者が受けるべき利益、およびその発明への使用者貢献度が考慮された上で、算定されなければならない(同条四項)。特許法三五条三項および四項は、従業者と使用者の力関係が実質的に不平等である状態を考慮して、使用者に対して経済的弱者たる地位に

立つ従業者に相当の対価請求権を確保させ、かつ、相当の対価の算定につき裁判所の介入を認めることで、従業者の保護および従業者および使用者に対する発明の奨励を図るものである⁴⁾。以上のことから、特許法三五条は、強行規定と解される⁵⁾。また、使用者が通常実施権を有するのみでは、従業者による他社への職務発明の譲渡により、競争企業による実施を甘受せざるを得ないため、使用者の発明インセンティブが阻害される。そのため、使用者の発明インセンティブ確保および従業者の保護の調整という観点から、同条二項にいう予約承継は、相当の対価の支払いを条件に、使用者が一方的意思表示によつて行うことができる⁶⁾と解される。しかしながら、同条二項の文言からは、相当の対価の額を使用者等が一方的に定めることができるかについては不明である。

(2) 職務発明規程等において一方的に相当の対価の額が定められるかについて判断した裁判例はこれまでにないが、原判決および本件ではそのような定めはできないとされている。原判決では、Y規程はYにより一方的に定められたものであることから、ただちに、Y規程による相当の対価の額には拘束力がないとされている。Y規程は職務発明に関する労働条件を画一的に定めるものであるため、それが就業規則であることは明らかで

ある。したがって、原判決では、就業規則の定める労働条件が合理的であれば、個々の労働者の同意がなくても労働者は右労働条件に拘束されるとする最高裁判決と明らかに抵触し、問題があった。他方、本件では、特許法三五条を強行法規と解すること、就業規則は法令に反してはならないとする労基法九二条に基づき、Y規程の拘束力が否定されている。使用者が相当の対価の額を一方的に定めることは、利益の対立する当事者による一方的な利益調整を許すことになるため、従業者と使用者との間の利益調整と従業者の保護を目的とする特許法三五条に照らせば、判旨は妥当である。

そこで、本件の射程が問題となる。本件では、職務発明規程等によるあらゆる対価の額の定めが許されないのか、すなわち、職務発明規程により一方的に定められた額が、特許法三五条三項および四項にいう相当の対価に当たることが客観的にみて明白である場合であっても、右規程は無効となるのかという問題が生じうる。判旨の理論構成をみると、特許法三五条の趣旨に合致した額の定めであれば、強行法規違反とならず有効となると解してよいだろう。

(3) 本件では、事務処理の観点、あるいは承継等の時点で相当の対価の算出が困難であることなどの理由から、使用者は職務発

明規程で、出願補償、登録補償および実績補償などのような分割支払方式を定めることができる」とされている。これまでの裁判例でも、相当の対価請求権が発生する特許を受ける権利の譲渡時には、使用者が受けるべき利益も未定であり、相当の対価の額を算定することは困難であること、また、分割支払方式を採用しても、従業者に不利益となるものではないことから、分割支払方式は有効とされている¹¹⁾。学説も、従業者に不当に不利にならない限り、相当の対価の支払方式は従業者と使用者の任意に定められることから、分割支払方式を有効とする。相当の対価の支払方法について特許法三五条には何ら定めはないこと、また、分割支払方式によって、特許法三五条の目的とする、従業者と使用者の利益調整および発明の奨励が阻害されるとは考えられないため、分割支払方式を有効とする本件判旨は妥当である。

また本件では、判旨(2)によると、分割支払方式による相当の対価の額が特許法三五条に反する場合であっても、従業者が相当の対価請求権を有効に放棄するなどの特段の事情があれば、それは労働者を拘束するとされている。しかしながら、強行法規の効力を法律の規定ではなく解釈によって排除するには、なんらかの根拠が必要であろう。また、労使の不平等を前

提とし、それを調整するための規定である特許法三五条の効力の排除を、従業者による相当の対価請求権の放棄という使用者の強制を受けうる行為に求めること自体不当であり、判旨は妥当でない。また、仮に右の点を考慮しない場合、本件では特段の事情の解釈が問題となる。なぜなら、特段の事情が広く認められると、従業者の相当の対価請求権の行使が広く制限されるからである。したがって、特段の事情は厳格に解されなければならぬ。本件では、特段の事情の例として、従業者による相当の対価請求権の有効な放棄¹⁴⁾があげられている。そして、具体的には、入社時の誓約書提出およびY規程に基づく補償金の受領が、有効な放棄に当たることが問題となっている。判旨³⁾によると、入社時の誓約書提出は、特許法三五条が強行規定であることに照らせば、対価請求権の放棄に当たらないとされている。内容が不明な将来の請求権を入社時に放棄することは、そもそも抽象的な相当の対価請求権の放棄に等しく、法的に不可能であるため、右判旨はやや簡略にすぎることが、結論は正しい¹⁵⁾。また、入社時の誓約書による相当の対価請求権の放棄を許すと、企業の（不）採用の自由を背景に、ほとんどの従業者が対価請求権を有効に放棄させられるおそれがあることから、判旨は妥当であるといえる。次に、Xが職務発明規程に基づく補

償を受けたことも、それだけで残りの相当の対価請求権を放棄する意思表示がなされたとはまではいえないとして、対価請求権の放棄に当たらないとされている。判旨は有効な放棄には従業者の積極的な意思表示が必要であるとするものであり、妥当である¹⁶⁾。なお、以上二点は、対価請求権の放棄に当たらない具体例として、実務上、重要な意義を有すると考えられる。

三 相当の対価の額の算定

特許法には、相当の対価の「相当」性や「対価」の内容についての定義はないが、相当の対価額は、特許法三五条四項により、「その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して」定められる。相当の対価請求権は、特許を受ける権利等の承継の時点に発生し、その時点において相当の対価の額は一定の客観的価値として算定しようと解されている¹⁷⁾。ここで使用者の受けるべき利益とは、発明の独占により生じる利益であるとされている¹⁸⁾。これは、使用者が自ら実施した場合はその超過利潤、そして、他社に実施許諾した場合は実施料収入であるとされている¹⁹⁾。他方、使用者貢献度は、研究開発費、研究設備費、研究資材費、研究補助者の提供、使用者の提供した情報技術等である

とされている。²⁰⁾ 以上のように、相当の対価額の抽象的な算定方法はある程度定まっているものの、具体的な算定は非常に困難であるとされている。²¹⁾

相当の対価の額が算定された裁判例によると、承継時点の相当の対価の算定には、承継後の事情を資料として利用することができる²²⁾とされている。²³⁾ そして、他社に実施許諾がされている場合はその実施料が、自社実施されている場合は第三者に実施許諾したと仮定した場合の売上高に、推定実施料率がかけられたもの²⁴⁾が、使用者の受けるべき利益とされている。それに前述した使用者貢献度が割合的に考慮されて、相当の対価が算定されている。これらの裁判例をみると、使用者の受けるべき利益額がそれぞれ異なるのは当然としても、使用者貢献度の割合も予測が難しいところから、現状で相当の対価を予測することは未だ困難であるといえる。²⁵⁾ 本件は、他社実施の事例であったため、実施料収入を参考に、諸般の事情を考慮して、使用者の受けるべき利益を五〇〇万円と算定し、使用者貢献度をその九五パーセントとして、相当の対価額を二五〇万円²⁶⁾としている。右対価額は、算定式などは示されていないが、特許法三五条四項に基づき算定されているため妥当である。しかしながら、本件をみても、対価額の予測は困難であり、このような状況は、

企業の特許管理をいっそう複雑化し、発明者たる従業者の保護にも欠け、ひいては特許法の目的たる発明の促進による産業の発達にも大きな影響を及ぼしうる。そのため、特許法の趣旨に沿ったなんらかの法的手段が必要であらう。²⁷⁾

また、本件では、使用者貢献度に、本件特許の大幅変更による特許侵害可能性の拡大と発明と職務との密接性が挙げられている。前者は、これまでの裁判例で挙げられたことのない事情であり、今後の相当の対価額算定の参考になりうる。しかしながら、特許侵害可能性の拡大は、それにより使用者利益を増加させるものと考えられるため、使用者の受けるべき利益の額を算定するための事情とされるべきである。²⁸⁾ 後者は、よりよい発明がなされるために使用者が行った適正な人員配置をした結果、職務発明がなされたといえる場合には、使用者の貢献としてよい。

四 消滅時効について

一裁判例では、消滅時効は原則として特許を受ける権利を承継させた時から進行するとされてきたが、²⁹⁾ いずれも分割支払方式によらない相当の対価請求権の事案での判断であった。本件では、分割支払方式による相当の対価請求権の消滅時効がいつか

ら進行するかについて、初めて判断されている。

本件では、Y規程に基づく工業所有権収入取得時報償が支払われた日までは、Xが受け取る報償額が不確定であったため、Xによる相当の対価請求権の行使は期待し得ない状況であったとして、同日まで、消滅時効が進行しないとされている。前述のように、相当の対価請求権は特許を受ける権利等の承継時に発生し、その時点で、その額は一定の客観的価値に基づいて算定することができ、承継後に生じたあらゆる事情は、算定資料にすぎないとされている。このことから、相当の対価請求権の行使は、特許を受ける権利等の承継時から常に可能であるといえるため、工業所有権収入を受けていない段階でXが受け取る報償額が不確定であったということは、単にその時点での相当の対価額の算定が困難であったことを示すにすぎない。したがって、右の時点で相当の対価請求権の行使が期待できないとした判旨は妥当でない。なお、本件では、Yが工業所有権収入を取得することは、Y規程に基づく工業所有権収入取得時報償の支払の条件であるといえる。右のような条件付行為は、条件成就のときまで消滅時効は進行しない。したがって、本件分割支払方式による相当の対価請求権の消滅時効は、最後に条件が成就した工業所有権収入取得時から進行すると解されるため、

判旨の結論は妥当となる。ところで、相当の対価請求権の消滅時効は一〇年か、あるいは商事時効の五年につき、学説上争いがある。本件は分割支払方式によって相当の対価が支払われており、各補償金支払時点で一部弁済により時効は中断していると解される。よって、いずれの時効が適用されても、本件の結論は妥当となる。

〈注〉

(1) 本件判旨は、企業における長年の特許管理を不当に否定するものであるとするものとして、日本知的財産協会政策部会「職務発明の承継に係る補償金に関する東京高裁判決について」知財管理五一巻八号一三六三頁二〇〇一年。本件を念頭に置いて、特許法三五条の改正を提案するものとして、日本知的財産協会「特許法第三五条職務発明規定についての提言」二〇〇一年二月七日がある。これによると、相当の対価の額は、従業者と使用者との契約の自由により決定させるべきであるとされている。

(2) 職務考案による実用新案権を承継させたが、職務考案規程に基づく補償金が支払われなかった従業者による相当の対価請求が認められた、東扇コンクリート事件・東京地判昭五八

- ・九・二八判時一〇八八号一三三頁、職務発明を承継させた
 が何ら対価の支払を受けていない従業者による相当の対価請
 求が、ノウハウについても認められた、日本金属加工事件・
 東京地判昭五八・一二・二三判時一〇四号一二〇頁、分割
 支払方式による補償額が国家公務員の職務発明に対する補償
 金支払要領と比べ高額だったこと、実施の効果が考慮される
 補償だったこと、および現在まで問題なく運用されているこ
 となどから、分割支払方式による補償が相当の対価に当たら
 ないとはいえないとされた、ミノルタ事件・大阪地判昭五九
 ・四・二六判タ五三六号三三七頁、職務発明による特許等を
 受ける権利を譲渡した従業者による相当の対価請求につき、
 本件発明はほぼ独力でなされたことから、使用者の受けるべ
 き利益の六五%がと従業者の寄与度として認められた、カネ
 シン事件・東京地判平四・九・三〇判時一四三三三号一二九
 頁、同様の事案で、従業者が研究開発室長だったこと、使用
 者の設備やスタッフを最大限利用したことから従業者の寄与
 度が四〇%にすぎないとされた、ゴーセン事件・大阪地判平
 五・三・四知的裁集二六巻二号四〇五頁、同様の事案で、従
 業者の寄与度が二〇%とされた象印マホービン事件・大阪地
 判平六・四・二八判時一五四二号一一五頁、ゴーセン(控訴)
- 事件・大阪高判平六・五・二七知的裁集二六巻二号三五六頁
 判時一五三三二号一一八頁。
- (3) 出願補償、登録補償および実績補償を行っている企業の割
 合は、電気関連で六九パーセント、機械関連で五三パーセン
 ト、化学関連で三六パーセントであるという(財団法人知的
 財産研究所「今後の産業発展における知的財産政策のあり方
 に関する調査研究」特許ニュース平成八年一〇月三日(特許
 委員会第二小委員会「職務発明に対する補償についての一考
 察」知財管理四七巻六号七七頁以下(一九九七年)参照)。
- (4) 大矢睦夫「特許法第三五条第三項の対価支払請求権」石黒
 淳平・馬瀬文夫先生還暦記念『工業所有権法の諸問題』一四
 二頁(法律文化社・一九七二年)、青柳聆子「職務発明(2)」牧
 野利秋編『裁判実務体系9』二九二頁(青林書院・一九八五
 年)、中山信弘編『注解特許法(上) 第二版補正』二九〇頁
 『第三五条・中山執筆』(青林書院・一九九四年)、高林龍「職
 務発明についての権利の帰属と相当な対価額の決定に関する
 法律上の問題点」知財管理五二巻七号九四七頁(二〇〇二年)。
- (5) 青柳・前掲注(4)二九二頁、大矢・前掲注(4)一四二頁、松本
 司「職務発明規程作成の実務」知財管理五一巻七号一〇四四、
 一〇四五頁(二〇〇一年)、渋谷達紀「本件評釈」発明九九巻

- 二一〇二六頁(二〇〇二年)。
- (6) 福田親男「職務発明」西田美昭・熊倉禎男・青柳瀧子編『民事弁護と裁判実務8知的財産権』三七二頁(きょうせい・一九九八年)。ただし、その内容を周知させる必要はあるとするものとして、高林・前掲注(4)九四一頁、中山・前掲注(4)三〇〇頁。また、従業者が知り得るような合理的な方法で明示すれば足りるものとして、日亜化学工業事件・東京地判(中間判決)平一四・九・一九労判八三四号一四頁。これに対し、従業者保護による発明の奨励、それに基づく産業の発達促進という本条の趣旨、個別契約の生活に関する民法原則、および労働法理から、使用者による一方的予約承継は認められないとする者として、永野秀雄「職務発明」労働判例百選(第七版)五三頁(二〇〇二年)
- (7) 秋北バス事件・最判昭四三・一二・二五民集二二卷一三三号三四五九頁、電電公社帯広電話局事件・最判昭六一・三・一三労判四七〇号六頁。
- (8) 野田進「講苑」最近の労働判例について(上)中労時九八八号四頁(二〇〇二年)。
- (9) もっとも、後述のように、相当の対価の額は事案ごと大きく異なっており、特許法三五条三項の相当の対価であることが客観的に明白かどうかの判断は、非常に困難であろう。
- 本条が従業者保護のための規定であることから、従業者に有利な改変は許されるものとして、中山・前掲注(4)二九〇頁、松本司「職務発明についての補償金請求事件」知財管理五〇巻二四三頁(二〇〇〇年)。
- (11) ミノルタ事件・前掲注(2)。
- (12) 青柳・前掲注(4)二九五頁、渋谷・前掲注(5)一三一頁。
- (13) 判旨によれば、極端な場合、職務発明規程に定められた相当の対価額が一〇〇円であっても、特段の事情が認められれば、従業者はそれに拘束される。
- (14) 有効な放棄は、従業者と使用者が自由な意思によって相当の対価の額を算定できることが前提となる。その上で、有効な放棄は、その合意内容が合理的である場合に認められるとする説(渋谷・前掲注(5)一二八頁)や、両当事者が正当に当該権利の価値の総体を予想した場合にそれが認められるとする説(高林・前掲注(4)九四五頁)などが主張されている。
- (15) 渋谷・前掲注(5)一二七頁。
- (16) 渋谷・前掲注(5)一二七頁。
- (17) 日本金属加工事件・前掲注(2)、福田・前掲注(6)三三三頁、高林龍「職務発明をした従業者の対価請求権と消滅時効(ゴ一

- セン事件判決解説)「平成七年度重要判例解説」三三三頁(一九九六年)。
- (18) 日本金属加工事件・前掲注(2)、竹田和彦「職務発明の対価の算定」特許判例百選(第二版)三七頁(一九八五年)、青山絃一「特許法 改訂第二版」一〇三頁(法学書院・一九九七年)。また、独占により生じる利益のほかに、実施により生じた利益のうち、独占権に基づいて他企業の製造販売を禁止することにより生じた利益も使用者の受けるべき利益とされたものとして、象印マホービン事件・前掲注(2)。
- (19) 渋谷・前掲注(5)一八頁、高林・前掲注(4)九四八頁。これと異なり、職務発明における従業者等の経済的弱者の立場を是認し、その故に一般的取引における社会通念上妥当な対価を職務発明とはいえ請求してよいと解するものとして、大矢・前掲注(4)一四五頁。
- (20) ゴーセン事件・前掲注(2)、青柳・前掲注(4)二九七頁。これには給与も含まれるものとして、吉藤幸朔(熊谷健一補)「特許法概説 第一三版」三三九頁(有斐閣・一九九八年)、飯田昭夫「本件評釈」パテント五四巻一〇号三三三頁(二〇〇一年)。
- (21) 高林・前掲注(4)九四八頁、瀧野文三「発明権の現代的課題」六頁(中央大学出版部・一九六七年)、藤原光一「特許法第三五条(職務発明)三項、四項の従業者等の対価請求が認められた事例・日本金属加工事件評釈」特許管理三五巻五号五一頁(一九八五年)。
- (22) カネシン事件・前掲注(2)、象印マホービン事件・前掲注(2)。
- (23) 東扇コンクリート事件・前掲注(2)。
- (24) 推定実施料率について、近年の裁判例では、社団法人発明協会研究所による調査結果が参照されている、カネシン事件・前掲注(2)、ゴーセン事件・前掲注(2)、象印マホービン事件・前掲注(2)、ゴーセン(控訴)事件・前掲注(2)。
- (25) 日本金属工業事件・前掲注(2)、カネシン事件・前掲注(2)。
- (26) たとえば、東扇コンクリート事件・前掲注(2)は、研究費、研究設備、スタッフを最大限利用して共同発明が行われた事例で、使用者の貢献度は九五%とされているが、ゴーセン事件・前掲注(2)は、研究開発室長たる従業員が、被用者協力者、現場の経験等、設備、スタッフを最大限活用して発明された事例で、使用者の貢献度は六〇%とされている。三五%の差はどこにあるのか。
- (27) 福田・前掲注(6)三七四頁。

²⁸⁾ 本件対価額は「高すぎる」と、実務家からの批判がある（山口巖「職務発明規程への警鐘（光ピクアップ事件）」とドイツ従業員発明法の動向」A I P P I 四六卷一二号七六九頁二〇〇一年）が、右対価額は算定方法に問題があるわけではないので、法的に批判することは難しい。

- ²⁹⁾ 相当の対価額の予測が困難な原因は、特許法に相当の対価の定義がされていないことにあるといえる。そのため、それが明らかになれば、予測困難性はある程度緩和されうる。たとえば、相当の対価の相当性を「額」の相当性と「額の決定手続」の相当性に分けて考えると、従業者および使用者双方の発明促進と利益調整における従業者保護という特許法三五条の趣旨から、相当の対価を、従業者および使用者の発明促進に反しない額であるべきだという観点、および利益調整、すなわち算定手続が公正になされるべきだという観点に基づいて決定でき、現状よりは、予測困難性が緩和されるだろう。
- ³⁰⁾ 渋谷・前掲注⁵⁾一三〇、一三二頁。
- ³¹⁾ ミノルタ事件・前掲注²⁾、ゴーセン事件・前掲注²⁾。
- ³²⁾ 分割支払方式は、各分割支払の期限を定めるものであり、各期限の到来した時点から消滅時効は進行するとするものとして、高林・前掲注¹⁷⁾二二三頁。

³³⁾ 幾代通「民法総則 第二版」五八四頁（青林書院・一九八四年）。